

民 政 府 事 項

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE
RYUKYU ISLANDS
Office of the High Commissioner
APO San Francisco 96248

CA ORDINANCE 18 December 1969
NO. 144 (16 Mar 55)
CHANGE NO. 24

CODE OF PENAL LAW AND PROCEDURE

1. Civil Administration Ordinance No. 144, dated 16 March 1955, entitled "Code of Penal Law and Procedure," as amended, is hereby further amended by rescinding Section 2. 2. 20.
2. The effective date of this Change Shall be the 1st day of January 1970.

FOR THE HIGH COMMISSIONER:

ROBERT A. FEAREY
Civil Administrator

DISTRIBUTION:
L

＜ 知 ＞

第38回保健婦国家試験の施行

保健婦助産婦看護婦法 (昭和23年法律第203号) 第18条の規定により、第38回保健婦国家試験を次のとおり施行する。

昭和44年12月22日

厚生大臣 齊藤 昇

1 試験地

札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪府、広島市、高松市、福岡市及び那覇市

琉 球 列 島 米 国 民 政 府
高等弁務官室
APO サンフランシスコ 96248

民政府布令第144号、
(1955年3月16日)
改正第24号

1969年12月18日

刑法並びに訴訟手続法典

- 1 改正された1955年3月16日づけ民政府布令第144号「刑法並びに訴訟手続法典」の2、2、20条をここに廃止する。
- 2 この改正は、1970年1月1日から施行する。
高等弁務官に代り

民政官
ロバート・A・フィアリー

2 試験期日
昭和45年3月7日 (土曜日)

3 試験科目
試験科目は次のとおりとする。

- 公衆衛生及び予防医学
- 厚生行政
- 社会統計
- 母性及び小児衛生
- 学校衛生
- 産業衛生
- 伝染性疾患予防
- 慢性疾患予防